

# 厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年9月13日(水)  
13時00分開会 14時17分閉会
- 2 場 所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：木村好孝 副委員長：北村光明  
委 員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子、安田 薫
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、主任：鵜田瑞恵
- 5 説明員 なし
- 6 議 件
  - (1) 請願の審査について  
請願第14号 教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願  
請願第15号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願
  - (2) 所管事務調査の申し出について
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（木村好孝）：厚生文教常任委員会を始める。議題は請願の審査で請願第14号、請願第15号、それと12月定例会までの所管事務調査の申出事項について協議することになっている。道内視察研修についても話し合う必要があると思うので、よろしくお願ひしたい。

#### 議件（1）請願の審査について

##### ・請願第14号 教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願

委員長：昨年までこの種の請願は出てきていないので前例がない。各委員から意見を十分に出していただいて請願内容を精査して委員会として採択するか不採択にするか結審しなければならない。委員会で採択になれば21日の本会議にかけられ採決が行われる。本会議でも採択になれば所管委員が提出者と賛成者になって意見書を提案するため、意見書（案）の内容について確認をしていかなければならない。

もうひとつは、意見書の提出先に北海道議会議長が含まれているが、地方自治法第99条に基づく意見書の提出先である関係行政庁は行政権限を有する機関を指しており、都道府県議会はこれに該当しないとの参考図書がある。そうであれば提出先について道議会の議長というのは該当しないのではないかと思うが、それについても意見をいただいで確認をしていきたい。今言った内容は請願第15号についても同じ。請願第14号から協議に入るが、紹介議員の奥秋委員から補足説明や意見等があれば述べていただきたい。

奥秋委員：補足説明は特にない。請願の記のところに項目が書いてあるが、この文字のとおり。先ほどの本会議で中島議員から請願第14号の中で校外学習の件について本町の実態などを調査したほうがいいのではないかという意見をいただいたと理解したので、これらも含めて審査をしていただきたい。

委員長：それでは、奥秋委員が話したことも含めながら討議をしていきたい。質問・意見があればお願ひしたい。

北村委員：勉強不足により給特法そのものがわからない。いわゆる労基法の適用除外の時間外労働に対する規定があると理解しているのか。

委員長：概要から言うと、ほかの公務員みたいに超過勤務を命ずることが教員の場合できない。できないということもあるし、超過勤務をやらざるを得ないのが職場の現状。超過勤務手当が当たらないことが問題となり、学校5日制の問題と関連しながら、夏休み・冬休み休暇の在り方と同時に問題になった。超過勤務について、私等の若い頃はあまり問題にならないでみんなやっていた。そういうことがあるから校長を含め、夏・冬休み期間は特別な事由がない限り学校に来ないで自宅勤務という扱いにするということを決めて、例えば水泳教室に連れていくとかそういうことではなくて、特別な事情がない限りそういう扱いを許可して、研修課題と期間、そして終わった後には研修報告、そういうのを位置付けながらやっていたのが以前。ところが学校5日制が通って

しまつてそういうわけにもいなくなつてきている。当然、クラブ活動だとか部活動だとか行事だとか、そういうものを夏・冬休みに設けなければならない状況だとか、家庭訪問だとかが出てきたので問題になったが、超過勤務手当を出さない代わりに約4%だったと思うが、ほかの公務員よりも約4%の手当を出して、その代わり超過勤務をしなければならない項目、例えば職員会議など何項目か決まっているはず。そういう中でずっと行われてきたが、今から9年位前に学習指導要領が変えられて授業数が一挙に増えてきた。そういうところから時間内に教材研究をしたり、学校の様々な報告書を書いたりというのが非常に困難になってきている。そういう点から給特法の4%がふさわしいのかどうなのかということが最近はどうかわからないが一時間問題になった。給特法自体を見直すべきだという意見が、私が現場にいた後半あたりから組合から出てきたり、論議になったりした。特に最近は何時間数が多くなつてしまつて、文科省が教員の勤務実態調査の追加集計の結果というものを発表した、それがここに載っているような内容。中学校が74.1%だとか、小学校が57.8%。最近は何日かの道新に道教委の調査が出ている。北海道ではそれよりも勤務時間が少ないが、週にすると中学校教員については47%が過労死ラインにいるということが出されている。小学校が33.5%、中学校が57.6%という数字が出ている。特にこの中で問題になっているのは教頭の勤務時間数が大きな問題になっている。教頭の場合、私もそうであったが管理職だから仕方がないという認識があつたから、一番早く学校へ来て最後に帰るのが通常だつた。今の状況と合うかどうかかわからないが、そのような状況になっているということから、文科省自体も問題にして、何とかしなければならないのではないかと提案をし始めたのが最近。勤務時間は45分の休憩時間を除いて、午前8時15分から午後4時45分までの7時間45分。教師の場合、給食時間が入っているから休憩時間が取れない。それで後ろに回す。そういうようなところで4時45分というのは夢のような話で、帰れる先生はいないし、帰れるような学校の状況ではない。高学年の児童が帰りはじめる頃ではないかと思う。平均勤務時間にしたら文科省の調査では小学校が11時間15分、中学校が11時間32分になっている。

原委員：3項目あるが、本町の小・中学校の教員が長期の休業期間中に校外研修がやりたくても全くできないという状況なのか。あるいは部活動をやらされていてできないので部活動を社会体育のほうに移してもらうように国に働きかけてほしいということをや3項目にうたっているのか。小中学校の実態が今言った項目のとおりであり本来の学力や子どもの教育に力を入れたくても、ここに振り回されてどうにもならないという実態があるのであれば、このままそっくり手を加えないで意見書を出してもいいと思う。前段で言っているように、今実態としてこうなっていると新聞でも大きく報道されているし、テレビでも言っている。もともと給特法で教員の給与は若干高く設定されていて、そのことで時間外も含むという考えがあつて、そのことが今は通らなくなつてきているということを理解する人は多くいると思うが、その辺の問題だと私は思う。実態がわからない。「いやいや、こういうのを出したけれども上から来ているのでわからない。出せと言われたから出しているのであつて、清水はがんばつてきている」というのであればそれはそれでいい。私が前によく質問したように町外から通勤している先生が非常に多い。その先生が絶えず家に帰るのが8時だ9時だということであれば先生方も黙っていないと思うが、そうではないと思う。今どうなつていくかわからない。そこを聞くのが先だと思う。そうでないと「どうなんだ」と聞かれても答弁できなく

なると思う。

委員長：そのほかに意見はあるか。

安田委員：清水地区連合の会長は教員か。(清水小学校の教員との声あり)。

もう一点、私は御影中学校が近いのでよく見ているが、特に御影中学校は全国的にアイスホッケーが盛んで、部活はほかの学校以上に先生方は大変なのではないかと思うが、そのアイスホッケー担当の先生が本当に大変で死にそうだとやっているのであれば話は分かるが、今アイスホッケーも清水単独ではできないから芽室や鹿追の先生、子どもも来ているから指導者とかそういうのも分散できるし、その辺は厳しいなりに何とかやっているのではないかと思うが、現実はどうなのか調べたらいいかんと思う。

委員長：段差はあると思う。1学級20数人の学級と35～40人の学級という段差はどこにでもあ  
る。そういう点では御影を見ると規模的には恵まれている。ただ、学習指導要領とい  
うのは勝手に変えていないから、小学校中学校それぞれで教育課程を編成すること  
になっているが、今建前のように文科省は扱っているので、学習指導要領の時数で言  
うと、子どもが授業を終えて帰った後、勤務時間終了まで1時間あるかないか。その  
中で仕事はできない。1日のうちに与えられた仕事というのは不可能だという状況は  
変わらない。超過勤務の時数の多い少ないはある。もう一つは部活の在り方を学校  
としてどう決めているかもある。建前として全教員が当たる部活の当たり方もある。  
本人がやれる、やれないにかかわらず部活を引き受けなければならないという状況  
も現実の問題として出されている。

原委員：本町の教員の実態が全くわからない中で議論のしようがない。例えば新聞に出たような、  
5分で昼食をとり、教頭などは夜寝る時間もなく仕事をしているようなことが書いて  
あったけれども、私が600人位いる学校のPTA会長をやった時と今とはどれだけ違  
うかよくわからない。清水小学校だって過去に教頭先生が何か月も入院して、その間、  
教頭が不在でも乗り切っているということはどうなのか。先生だって病気することも  
ある。だからどういう実態でどうなっているのかわからないでこのまま出すというこ  
ともまた問題だろうし、実態はこうだということを奥秋委員は全く聞いていないのか。

奥秋委員：教頭が不在の時にはどうしているとか、過去に乗り切った実績はあるが、細かなこ  
とについては承っていないので、詳細をしっかりと調査するのであれば参考人を呼んで  
具体的に確認したほうがいいと思う。今回初めての請願趣旨であり連合から道内一律  
でこのような形で来たと思うので、まずは本町の実態をしっかりと把握しないことには。  
紹介した立場の人間がこんなことを言うのは申し訳ないが、細かなことまでは踏み込  
んで聞いていない。

原委員：委員長のおっしゃるとおりだと思う。新聞やテレビでやっている報道と本町の実態は厳しいな  
がらもお互いに助け合ってやっているから問題はないとしないにしても、そういう流  
れがあるということであれば違う進め方になるだろうし、3項目で言っている部分  
については問題ないのではないかと全員の総意で出したとしても、本会議で委員長が  
いろいろな方面から質問攻めにあったら万歳するような気がしてならない。その辺はど  
うか。

北村委員：今までの議論を聞いていて私もそう思うが、状況がわからないということが事実だ  
と思うので、実態を把握するなり、書かれている文章の中でも理解できないことがある  
し、質問されても答弁できない状況があると思うので、それをどう解決するかを委員  
会として決めなければいけない。参考人招致みたいに来てもらうのか、それができな

いとしたら委員長や副委員長が個別に会って聞くか、委員が聞きに行くか、そういうことをしなければだめではないかという気がする。もう1点付け加えると、政府が働き方改革を打ち出して、事実上長時間労働を拡大するような容認するかのような方向や流れがある中で、やはり現場段階では反発もあるだろうし、教員だけについてはらち外にという対象外にされるというのが納得いかないということで、私たちの実態はこうですよと訴えてきているという請願だと理解するので、そのあたりの言い分も聞かないと単に状況がどうだろうかのみの判断で善し悪しは決められない感じがする。

委員長：学習指導要領を基準として考えて、あるいは部活動を含めて、全国的な教育課題にはなっているの、文科省も中教審も何とかしなければならぬということで対策会議を持ち始めた。それが課題だと思う。本町にまるっきり問題はないということは、私はありえないと思う。例えば、札幌の市教委は今年初めて夏休みに3日間学校閉鎖をした。札幌市の全学校。お盆期間中教員は休み。そういうような各自治体でできることはやり始めている。部活動に民間活力を導入して、援助をいただいて、先生でも得意ではない先生もいらっしゃるし、そういうような各自治体でできることはやり始めている。ただ、授業時数や勤務時間そのものをなんとかしようということはやはり文科省が具体的に考えていかないとできない状況。具体的に対応しなければならぬということ、これを国会で答弁している。本町の実態で言えば、超過勤務があると教育委員長が私の一般質問で言っていた。それからもう一つは調査文書が多すぎて、先生方の負担が増大している。だからいじめの問題が出てきても具体的に報告しない。

北村委員：こういう請願が出るという背景を考えたときに、現状はやはり議会に持ち込まれたり委員会に持ち込まれたりしたときには混乱しかねないような状況があるのではないかなと思う。だからその辺のところはもう少し把握した上でやらないと、法律の問題でもあるし、法律が守っていないという問題ではないから、なかなか難しい問題ではないかなと思っている。

原委員：この場でいくら議論してもだめだと思う。したがって、3項目目に言っている部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけてほしいと端的な言い方をしているけれども、そんなに簡単なものではないはず。したがって、教育長になるか学校教育課長になるか、現状も把握しなければならぬし、実態がわからないから提出者に来ていただいて意見聴取をしないと先へ進まないと思う。

委員長：事例が今までないので、委員会として決断をしなければならぬ。皆さんそれぞれの一致した方向でもってできれば、私としては、どういう方向に進むかその辺の合意は必要だと思う。

奥秋委員：今、原委員からもご提案いただいた。文面だけでは紹介できない部分もあるので、もっと深く皆さんが理解できるように、請願の提出者、代理の方でもいいのでご足労いただいてより詳しく説明をいただけたらと思う。

大谷委員：原委員が言われた意見が一番いいと思うが、その前に、基本的にこの請願というのは清水の実態がどうのこうのというのではなく出されている。全道的・全国的傾向としての請願だと思うので、そこまで考えなければならぬものなのか。私は初めてなのでよくわからないが、会の代表の方から出てきているもの。現状はわからないが、そこまで考えなければならぬものなのか。本町がどうということではなく全国的な流れで出てきたもの。現状を知ることが一番いいことなのかもしれないが。

委員長：請願の扱いは基本的にはそう。全国的な課題があるもの、その中で特に清水において該当しない請願項目があれば中身を削除したり訂正したりというのが意見書の扱い方だったと思う。ただ、今教育の問題なので、慎重にならなければならない。前例がないので。

北村委員：今、請願第14号を議論しているが次の15号にも絡むことなので、やはり一度聞く場をつくってはどうか。そのことをここで決めない限りは進まない気がする。

奥秋委員：今は14号なので、14号にしぼって議論していただいて次は次でまた決めていただいたほうが進めやすい。

大谷委員：実態調査をしたほうがいいという意見が出ている。なかなかそういう機会もない。今がいいチャンスだと思うので、実際に聞いて判断するのがやはりいいと思う。

委員長：提案が出ているので、そのことについて今ご意見を出してもらいたい。

北村委員：参考人招致となるのかわからないけれども、それを求めても応じてもらえなければ困るというのもあるし、説明の場をどういうふうにするのかをやはり委員長に預けてもらうなどして収めないと。

委員長：休憩する。

【休憩 13：35】

【再開 13：40】

委員長：再開する。

奥秋委員：請願を提出された連合の会長にあたってみて、詳細の説明をお願いして、どうしても都合がつかない場合は教育委員会ということで順序としてやってみたらいいかと思う。今日が本会議で少しの間休会になっているので、この中でなんとか先生の都合のいい時間帯に設定をしていただいて委員会を開催してもらいたい。

委員長：奥秋委員から意見が出たが、ほかの委員はどうか。

安田委員：会長が土日しか出られないと言ったときには委員会を開催できるのか。

委員長：今まで論議したが、(休憩中に)局長が言われたように全国的な傾向で文科省の調査まで出て問題視され始めた。部活も含めてということは、大なり小なり差はあってもあるということ。現在の学習指導要領がああ状態の中では超過勤務をせざるを得ない。文科省が1時間の授業には1時間の授業研究が必要だということを打ち出している。そのことだけは共通で押さえた上で、奥秋委員が言われたように打診をしてもらって、この会期中に聞けるのであれば聞くということ、聞いて判断の材料にするということによろしいか。

参考人ということになれば日当を払うことになる。

原委員：参考人ということになれば日当がかかるということは別として、委員長や代表が聞きに行くなど柔軟性を持ってお伺いを立ててやる以外にないような気がするが。

委員長：委員会として、堅苦しくないようにしたいが、奥秋委員から打診していただけるか。その辺の事情を話して。参考人というよりも本町の事情をより詳しく知りたいので。参考人という形になればきちんと手続きをしなければならないことになる。そうするとまたややこしくなってくる。請願を出した責任者として本町の状況を説明願えるかどうか。全国的な状況は大体わかった。だけれども清水の状況についての意見が出ているので、その辺の現実的な詳しい状況ができれば聞きたいということ。

休憩する。

【休憩 13：46】

【再開 13：56】

委員長：休憩を解く。実態も含めて教育委員会がどのように現場の状況をとらえているか、この3項目に限ってとらえられている実態を把握するということで決めてよろしいか。

(いいとの声あり)

委員長：いつやるか。相手がいることなので相手の都合も聞かなければならない。私は校外研修のことを聞けばそれで済むが、ほかに部活の状況とかあるか。明日(14日)は午後から教育委員会の会議がある。15日は午後からなら都合がいいが。

佐藤局長：15日午後からで調整する。

委員長：質問項目は特に整理しなくていいか。

(いいとの声あり)

・請願第15号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願

委員長：次の議題に移る。請願第15号で紹介議員の奥秋委員から付け加えることはあるか。

奥秋委員：先ほど紹介したとおりであり特にはないが、質問で清水高校を今後この先どうするというのも含めて考えていくべきではないかという話をいただいた。本町として必要であるのかどうかということもできれば議論していただきたいと思う。

委員長：今の件に関してどうか。

北村委員：清水高等学校の在り方も含めて議論していくという話だったと思うが、請願として出したものだからそれについてだけやって、清水高校をどうするかという考えを持たないで紹介議員になることはいかがなものかというような話になって、なんか変な話になるなと思って聞いていた。

委員長：ほかにないか。

原委員：今日の本会議で出ていた地元の清水高校はどうあるべきか充実発展を求めていく方向にすべきではないかということ saying していたが、そうなるとこの4項目を5項目にして、1項目を追加しなければ中に入るところはないので、改めて提出者の意見も聞かなければならないという難題も出てくる。無許可で入れるわけにはいかない。

佐藤局長：請願の扱いとしてはこの文章でいいかどうかの採択・不採択。趣旨採択というものもあるが基本は採択か不採択。採択をした場合には意見書を提出してくださいよということなので、意見書は議会のほうで文面を作成する。その段階で議会が文面を加えることは可能。削除したり加えたりするのは今までもやっている。あくまでも請願は採択か不採択。

委員長：請願に対する質問の意味が私には分からなかった。高校の定数の問題。基準が全道的な問題で、言っているのは清水高校のことなのか、清水高校のことを考える必要があるというのはここに書かれている内容のどこと関連があるのかいまいちわからなかった。今局長が言われたように私は4項目の内容をきちんと押さえて賛否をはっきりさせれ

ばいいのかなと思うが。

奥秋委員：記の4番目に地域の高校を存続させるためということでは求めているけど、本町はもうすでに総合学科ができていますので、あえてここにほかの文言を加えるといってもなかなか難しいかなと思う。ひとひねりして何か入れなければならないのかなと思うが、ちょっと難しいと思う。

委員長：この問題との関連で言うと今後の論議の在り方。地域合意も含めて。

原委員：中島議員が言っているのは、高等学校の振興会を含めて何年も問題視している4間口を何としても維持しなければならないということ。これ以上間口を減らさないためにどうするかということを含めてずっと後援会を含めて努力をしている。だからそうならないために今回のこれに合わせてひとつ持ったほうがいいのではないかという意見だと思う。今奥秋委員が言ったように「地域合同総合高校の設置」、この部分が清水高校と同じ総合学科のことを言っているのかということと全然違うものだと思う。そこはどうなのか。

委員長：そうすると、このところは問題ない。もし組み入れるとすれば意見書の中で文脈をつくるということになるか。

原委員：それしかないと思う。「清水高校については～」と入れるほかはないと思う。

委員長：そういう意見が出ているが奥秋委員は紹介議員としてどう思うか。

奥秋委員：意見書として文章をつくるので、可能であれば清水高校の4間口維持を文言として入れても構わないかなと思う。

委員長：意見書の中で方向性の意図をはっきりしてもらって検討するということがよろしいか。

原委員：間口を維持するということは魅力ある高校だから進んで子どもたちが進学してくるような学校にならないと絶対間口は増えない。そのことを請願として力を入れてと言っても地元の高校や町がしっかり力を入れるのが前提になるので、そんな簡単な問題ではない間違いなく。委員長が言うように全員協議会でこういう意見が出されてこうしたけれども、全体の意見はこうだったということによって理解願いたいと言えば全然出ないと思う。

委員長：そうしたら、そういう扱いでいいか。請願は請願として、15号の請願は反対意見なしと押さえていいか。

(いいとの声あり)

委員長：15号の請願は採択とする。意見書は保留にしておく。意見書案は次の委員会で協議することとする。

## 議件（2）所管事務調査の申し出について

委員長：所管事務調査の申し出について、前回までの経過等皆さんの意見も考えてみて、まず一つは保育所の問題。こども園。今後の構想まで説明がされたが、ぜひ管外も含めながら先進地域の状況を学ぶ必要があるのではないかと。視察を兼ねてと私は思っているが、ご意見を伺う。

原委員：私も同じような思いをしていた。担当課長も以前、保育所、認定こども園を視察して参考にしなければならないということを行っていたので、一緒に行ってもらって。今日も一部質問をして、それ以上はあえてしなかったけれども、町民の意見、パブリック

コメントは設計ができてからという話をしている。やり方はいろいろあるが、コンクリートに近いようなもので出してから言ってもなかなか出ないような気がするので、先進的な地域で今の施設はこういう施設でこうなっているよということはある程度みんなの目を見て、安いものを建てるのではないのでしっかり見て、担当課にも認識をしてもらって、設計に反映してもらうことが大事だということで、そのことについては大賛成。どこに行くかが問題だと思う。

委員長：では、所管事務調査の申し出については「保育施設の整備について」とし、12月までの調査項目と視察を兼ねて行いたいと思うのでよろしく願います。また、突発的な事項に対応するため、「その他所管に関する事項について」の申し出も行いたい。請願14号については、教育委員会の都合が良ければ15日の午後から討議をしたいと思うので、よろしく願います。そのほか何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：それでは厚生文教委員会を終わる。